

聴覚障害者制度改革推進兵庫本部の公開質問状の回答一覧 兵庫6区…伊丹市、宝塚市、川西市

候補者名	市村浩一郎(民主党)	大串正樹(自由民主党)	吉見秋彦(日本共産党)	杉田水脈(日本維新の会)
1. 障害者総合支援法について	(回答無し)	本件に関しましては、党本部の統一見解と同等の回答とさせていただきます。	2012年6月可決成立した「障害者総合支援法」は当事者の声を聞くことなく「基本合意」や「骨格提言」を無視したものです。日本共産党は運動で生み出した「基本合意」や「骨格提言」そして障害者権利条約にもとづき、障害当事者の声を反映、新法制定に全力あげます。	(回答無し)
2. 市町村等のコミュニケーション支援事業について		障害者自立支援法については、応益負担から応能負担に改めるとともに、知的障害、発達障害、精神障害のある人に対して、自民党が障害程度区分から障害支援区分に修正した上で、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いがわかるような形に法改正を行いました。	支援内容が市町村で異なることはあってはならないと考えます。公的・私的を問わず必要とするコミュニケーションを保障する。実施主体は市町村であっても、国の制度として財政的保障が必要と考えます。	
3. コーディネーターの身分保障について		今後は、障害者総合支援法を着実に推進し、国と地方の適切な役割分担の下、地域の実情を踏まえながら、計画的なサービスの基盤整備を図ります。また、障害者に対する福祉的な給付を着実に実行するとともに、障害者優先調達推進法(ハート購入法)を着実に実施する等雇用の促進に努めます。また、精神障害のある人が地域で安心して暮らすことができるよう、精神保健医療福祉政策の改革に取り組むとともに、障害福祉サービスの利用の観点から、成年後見人制度の活用を更に進めます。	障害者権利条約の精神からも国や都道府県などで制度化し、定着させることが必要と考えます。	
4. 行政機関におけるアクセシブルな情報提供について			行政機関に於いて障害を理由にサービスの内容・手段に格差があってはなりません。窓口到手話で相談できる常勤のケースワーカー等の配置を義務づけ、すべての窓口でも対応できるよう手話の出来る職員を順次増やしていきます。	
5-1. 参政権が制限されていることについて			ご指摘の問題は重要であり当然の権利と考えます。法改正も含め引き続き実現に向けて努力いたします。	
5-2. 今回の選挙で情報保障を実施するか			本来選挙管理委員会などが主体となり、公的に設置が保障されなければなりません。当面の問題としてわが党の政見放送には手話通訳者を配置したいと考えています。	
6. 障害者差別禁止法について		さらに、障害の有無にかかわらず、国民の誰もが相互に人格と個性を尊重し支えあう「共生社会」を実現するため、幅広い国民の共感と理解を得ながら、「障害者虐待防止法」を着実に実施するとともに、障害のある人の自立と社会参加のための施策を着実に推進します。	「差別禁止部会」が9月まとめた意見書の趣旨をふまえた障害者差別禁止法の制定を求めています。	
7. 情報・コミュニケーションを保障する法律等の必要性について			現在の法制度の下でもできることを完全に実現できるよう全力をあげるとともに、不十分なところについては、ご指摘の新しい法律の制定が必要であると考えます。	
8. その他障害者施策について			「障害者総合支援法」を廃止し新しい法律を障害者関係者が参加して制定する。障害者福祉・医療は無料にします。	